

10. 金融・保険・証券分野

<p>金融・保険・証券 (1)</p>	<p>地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分けられるが、地方自治法により、普通財産以外を信託することは認められていない。 普通財産の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を可能とすべきである。また、その場合に(普通財産の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>地方公共団体においても、資金調達が多様化のニーズが高まってきているところ、流動化、証券化を目的とした信託の設定が可能となることにより、当該ニーズを充足することが可能となる。 地方公共団体の資金調達手段が多様化が図られることは、地方の自主的な財政運営に資するものであり、また、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。 なお、地方公共団体が有する財産を流動化、証券化のために信託することは、地方公共団体にとって当該財産に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営にも資するものである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第237条、238条の4、238条の5</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省</p>

<p>金融・保険・証券 (2)</p>	<p>投資一任契約のインターナル・クロス取引に係る規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とすべきである。特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、「包括的な同意」で可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度毎に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となる。 なお、米国のERISA法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣後する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業者の規制等に関する法律施行規則 第29条の2第1項第4号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (3)</p>	<p>国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 信託会社(信託銀行を含む)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券</p>
<p>要望内容</p>	<p>を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。 また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利金・償還金の収受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。 なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第8条第1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省</p>

<p>金融・保険・証券 (4)</p>	<p>貸付の代理、媒介業務を行う銀行代理店の事業法人への設置【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>金融機関以外の法人が銀行の代理店となる場合には、銀行法施行規則第9条の3第10号八(及び第10条)において、「代理業務を専ら営む法人であること」が求められている。なお、2004年4月1日付の銀行法施行規則の改正により、保険会社が銀行の代理店として資金の貸付の代理業務を行う場合には、当該専門規制が緩和されたところである。</p>
<p>要望内容</p>	<p>金融機関及び保険会社以外の法人が、銀行の代理店として資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合については、専門規制を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ハウスメーカー等に対して、住宅購入(予定)者より、住宅ローンの相談がなされる事例等が多数存在するところであるが、銀行法施行規則に定める銀行の代理店の専門規制により、当該法人を銀行代理店とすることができず、顧客のニーズに迅速に対応できない。資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合について、銀行の代理店の専門規制を緩和することにより、顧客のニーズに迅速に対応することが可能となり、顧客の利便性の向上に大いに資する。 なお、当該代理店において、金銭等の取扱いを禁止することで、兼業による弊害は防止し得るものと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法第8条、銀行法施行規則第9条の3、第10条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (5)</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行の投信法には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなった場合、現実には、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほか手段がない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資信託の統合を可能とするため、その基本理念、手続き等について、投信法に規定を新設すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>同様の運用方針を有し、資産規模をある程度有しているような他のファンドと統合する手続きが法制化されれば、迅速に統合を行うことが可能となりコスト削減につながるとともに、受益者に新たな選択肢を提供する機会が出来る。 先進主要国においてファンド統合は一般的になっており、会社型ファンドが主流のアメリカはもとより契約型ファンドが主体のイギリスにおいても統合は頻繁に行われている。欧州大陸においても従来から統合が可能であったルクセンブルク、フランスに続いてドイツでも、改正法(2003年8月公表、2004年春に施行)において統合が可能になった。例えばイギリスでは、ファンドを償還させるよりも他のファンドとの統合について監督官庁から促されるケースもあり、「経済的理由(economic reason、economic scale)」が投資家のため、運用会社のためになると支持されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (6)</p>	<p>複数受益証券の発行の容認【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律においては、「委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもって表示しなければならない」(第5条第1項)、「委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益者の口数に応じて均等の権利を有するものとする」(第5条第3項)と規定されている。このため、一つの投資信託において信託報酬が異なる受益証券(複数受益証券)を発行することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>複数受益証券の発行を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資家のニーズが多様化し、様々な信託報酬体系の投資信託が開発されている。 現状では、信託報酬体系の異なるものについては、別個に投資信託を設定する必要があるが、株式会社の種類株式のように、同一の投資信託であっても信託報酬が異なる種類の受益証券を発行することが可能となれば、目論見書の統一化等様々な費用削減が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第5条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (7)</p>	<p>国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る 債権譲渡禁止特約の解除【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。</p>
<p>根拠法令等</p>	
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>全省庁、地方自治体</p>

<p>金融・保険・証券 (8)</p>	<p>信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託法において、信託受益権の有価証券化に関する規定がない。また、信託受益権は、証取法第2条に列挙するものを除き、有価証券として取り扱われていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>信託法、証券取引法第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省、金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (9)</p>	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業者が社債を発行する際は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律による規制を受ける。</p>
<p>要望内容</p>	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>貸金業者のみを社債発行の登録手続きの規制対象とする合理的理由に乏しいと考える。 金融庁の回答では、「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」とされた。しかし、「ノンバンクに関する懇談会」報告書(1997年5月)においては、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」とされており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…当面、暫定的に、貸金業規制法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないかと、この意見があった。」と記されている。 なお、同法は1999年に施行されているが、附則において見直し期間が施行後5年とされており、見直しの時期となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (10)</p>	<p>資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法の特定目的会社の借入先は、銀行及び適格機関投資家に制限されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定目的会社の借入先に、貸金業規制法に基づく貸金業者を追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>業として貸付を行う者に対して、投資家と同様の措置により保護を与える合理的な根拠はない。貸金業者にとっては、事業機会の拡大に繋がるメリットがある。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月)においては、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る(平成16年度中に検討・結論)」とされた。また、金融庁からは、「…適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論」との回答が示されている(2004年8月)。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (11)</p>	<p>債権譲渡登記制度の拡充</p>
<p>規制の現状</p>	<p>債権譲渡登記制度のオンライン申請について、情報量による制限が行われている。また、申請窓口についても東京法務局1ヶ所となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>オンライン申請のシステムを拡充し、情報量の制限を撤廃するとともに、手続の簡素化を図るべきである。また、出頭による申請窓口を各出張所に拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>e-Japan戦略の推進にあたっては、必要な施設等を先行的に整備しなければならない。しかし、情報量による制限が維持されており、オンライン申請の利便性が損なわれている。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に上げるべきである。少なくとも、上限が維持されている現状においては、申請窓口の拡充を行うべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (12)</p>	<p>サービサー法における商号規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>サービサーは、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>サービサー会社が、「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着している。「債権回収」には後ろ向きの印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第13条1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (13)</p>	<p>サービスの取扱債権の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>サービスが一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲を拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>一般事業法人において、不良債権処理や債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズが高い。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条、 同法施行令第1条、第2条、第3条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (14)</p>	<p>サービサー法における兼業の承認制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>サービサーは、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法第12条第1号、第2号以外の業務を兼業するためには、法務大臣の承認を受けるとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができない。 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第12条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (15)</p>	<p>貸金業規制法の抜本的見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業者が貸金業務を行う際、貸金業規制法の規制が課される。</p>
<p>要望内容</p>	<p>貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>2003年8月に改正された貸金業規制法附則第12条第1項において、施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しが規定されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>貸金業の規制等に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (16)</p>	<p>資産対応証券の募集取扱要件の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定目的会社の資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定目的会社の取締役又は使用人は資産対応証券を募集できない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定目的会社の取締役又は使用人が、当該資産対応証券の発行時において、資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。</p> <p>2004年8月の金融庁の回答においては、「本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているものであり、投資家保護の観点から維持すべき」とされている。しかし、特定目的会社の取締役等は、資産対応証券の募集後も、流動化計画の終了まで事業に継続的に関与するものである。したがって、投資家に対して詐欺的行為を行いきいと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (17)</p>	<p>特定持分信託の信託法第58条からの適用除外【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、当然の要請として、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付の評価が難しくなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明記すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>実務上、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度趣旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第31条の2 信託法第58条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (18)</p>	<p>投資法人の資金調達手段の多様化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高いついてしまう。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>超短期の資金調達についてはCPが調達コストの点で一般借入に比べ低く、これが認められることにより資金調達コストの低下につながるとともに、投資家への配当原資の増加となり、ひいては投資家の利益につながる。また、資金調達にあたっての期間のマッチングという意味からも望ましい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第67条1項16号、同条7項、第139条の2、同法施行規則第103条第1項7号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (19)</p>	<p>担保附社債信託法の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>担保附社債信託法においては、「平等な担保利益の享受」(第71条)に基づき、同一の信託契約における社債権者の間では、担保利益を平等に分配する必要がある。また、担保の変更、及び、担保権の順位の譲渡または放棄には、社債権者集会の決議が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>担保附社債信託法を抜本的に見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>担保附社債に容易に優先劣後構造を設けることを可能としたり、簡易な手続きにより担保変更等を行えるようにするニーズが高まっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>担保附社債信託法第71条、第75条、第75条の2ほか</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (20)</p>	<p>投資法人の規約変更手続の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>規約に予め、租税特別措置法の適用を受ければ投資家にとって有利であることが明確な場合に官報への掲載により規約を変更できる旨、盛り込んでいる場合については、投資主総会を省略できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要するため、租税の優遇措置など投資主に有利なことが明確であるにもかかわらず、租特法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更ができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託法第140条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (21)</p>	<p>資産流動化法における業務開始届出時の添付書類の簡素化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法に基づく特定目的会社において、土地を取得し、不動産開発を行う場合、特定目的会社の業務開始届出の添付書類として、締結済みの工事請負契約書が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定目的会社において土地を取得し不動産開発を行う「開発型証券化」を行う場合、締結済みの工事請負契約に代えて、プロジェクトマネジメント契約書等の請負契約に準ずる契約書の添付を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定目的会社において開発型証券化を行う場合、特定目的会社による土地取得前に、建築確認を経て予定建築物が確定し、工事請負契約の締結を完了することは困難な場合が多く、開発型証券化の阻害要因になっている。 投資家による出資の時期を、例えば、土地相当額については特定目的会社による土地の取得後、建築工事費相当額については請負契約締結後などとすれば、投資家保護も図られると考える。 また、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(2003年3月閣議決定)においても、「資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する」(2003年度中検討)とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第3条3項3号、同法施行規則第7条1項2号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁監督局銀行第2課</p>

<p>金融・保険・証券 (22)</p>	<p>投資法人による同一法人の株式取得制限の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資法人は、同一法人の発行済株式総数の2分の1を超える株式を取得することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資法人による同一法人の発行済株式の取得制限を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資法人にとって、投資の選択肢が拡大する。また、流動化ビークルにとって、ニーズのある投資家に対して証券化商品の発行を拡大することが可能となり、より円滑な資産流動化にもつながる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同法施行規則第142条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (23)</p>	<p>貸金業規制法に基づく受取証書交付義務の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業者は債務者から弁済を受けた場合、債務者に対して受取証書を交付する必要がある。ただし、預金又は貯金の口座に対する払い込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合は、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、交付義務を負うこととされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>弁済をした者の請求があった場合に限り受取証書の交付義務を負う弁済として、コンビニエンスストアでの弁済を付け加えるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビニエンスストアでの弁済は、債務者にとって利便性が高い。また、コンビニエンスストアでは公共料金の入金も一般的に行われており、弁済をした者の請求があった場合に受取証書を交付することとしても、問題はないと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>貸金業の規制に関する法律第18条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁金融会社室</p>

<p>金融・保険・証券 (24)</p>	<p>貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業規制法に基づき、貸金業者から貸金債権を譲受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>兼営認可を受けた金融機関などが債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、貸金業者から貸金債権を譲り受けた者の書面交付義務を不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>債権譲受人の書面交付に要するコスト削減につながる。また、貸金業者の資金調達の円滑化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>貸金業の規制に関する法律第24条2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (25)</p>	<p>保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務(現行信託業法に規定する併営業務を含む)の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(平成15年7月28日)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2 信託業法案第67条、第70条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (26)</p>	<p>保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条、第271条の22 同施行規則第56条の2、第210条の7 事務ガイドライン1-8-1(2)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (27)</p>	<p>従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る 収入依存度規制の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社等からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている(収入依存度規制)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃されたため、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定されるようになった。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融庁告示第38号 事務ガイドライン(保険会社関係)1-8-1(1)(3)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (28)</p>	<p>保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全</p>
<p>規制の現状</p>	<p>生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に責任準備金の削減が行われることになっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法(現在該当条項なし)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課 法務省民事局</p>

<p>金融・保険・証券 (29)</p>	<p>保険会社本体による投資信託販社契約締結の代理 もしくは媒介の解禁【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社はその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販社契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (30)</p>	<p>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることとすることが有効である。 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (31)</p>	<p>保険会社の子会社による証券仲介業者への事務支援【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2004年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社である損保代理店が証券仲介業を営むことが可能となった。また、保険会社は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。しかし、保険会社の子会社の業務の範囲には、証券仲介業者の事務支援が含まれていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の子会社である証券仲介業者が、他の証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社の子会社である証券仲介業者が、損保代理店が営む証券仲介業の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条、同施行規則第56条第2項、第56条の2第2項、第3項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (32)</p>	<p>保険会社本体による証券仲介業者への事務支援【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となる。しかし、他業禁止の規定により、保険会社本体で、証券仲介業者に対する事務支援を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社本体が証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社本体が、損保代理店が証券仲介業務を営む際の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条第1項、第100条、同施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (33)</p>	<p>保険会社の代理代行を行う子会社による証券仲介業務の実施【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となる。しかし、保険会社の代理代行を行う子会社は、兼業制限により、証券仲介業務を兼営することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社が、証券仲介業務を兼営することを認める措置を、保険会社が証券仲介業を営むことが可能となる2004年12月に合わせて、講じるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が証券仲介業務を兼営することにより、子会社等を小規模な単位に分けることなく、顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることができる。また、証券仲介業者の普及促進に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条、同施行規則第56条の2第2項、第3項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (34)</p>	<p>一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、保険会社が他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行う場合は、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一定の条件を満たすグループ会社(親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。)間であれば、一定の範囲(グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲)を定めた上で、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。そのため、グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることにすれば、当局の適切なチェックを維持することが可能である。</p> <p>認可折衝から認可申請・認可取得までには、時間を要することが多い(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条により60日と定められている)。また、保険会社が既に特定の保険会社からの代理・代行を行う場合の認可を受けている場合にも、他の保険会社から代理・代行を行う場合には、改めて認可を受ける必要がある。届出制への移行により、認可申請する保険会社の事務ロードの軽減につながるとともに、ビジネスチャンスへの迅速な対応が可能となる。</p> <p>生保・損保の兼営が禁止されている現状において、代理・代行の活用により、顧客に対してトータルの保障の提供等を行うことができる。また、他の保険会社の代理・代行は、経営資源の有効活用にも資する。届出制への移行により、さらに積極的に代理・代行制度を活用することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条第1項第1号、同条第2項、同法施行規則第51条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (35)</p>	<p>主要株主規制の整理・緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。保険会社等の業法の規制を受ける会社が、他の保険会社等の主要株主である場合、所要の変更を行ったときには、自ら、業法の規定に基づき必要な届出を行うほか、別途、他の保険会社等の主要株主としても届け出が求められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>既に主要株主規制以外で届出を行っている場合には、主要株主規制のもとでの届出を免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきている。同一の所管官庁に対して、同一の法律のもと、同一内容に関して複数の届出を、違反の場合には行政罰を課してまで求めることは過剰である。 事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法127条1項、271条の32第1項、333条1項34号、同法施行規則210条の14</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (36)</p>	<p>主要株主規制の整理・緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、似て非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があると、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするか、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきている。しかし、主要株主規制の趣旨は主要株主の適格性にあると考えるべきであり、銀行法、保険業法等、業法において監督当局の規制を受ける業種については、同時に証券取引法における主要株主規制の対象とすることは過剰である。 事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減を図ることができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第28条の4第2項、33条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (37)</p>	<p>会員・組合員等の共済利用要件の厳格化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定の集団を対象にする共済事業において、その特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>各種法令で認められている共済事業について、共済としての特定性を明確化するとともに、対象範囲を限定すべきである。具体的には 員外利用の禁止、員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化、「准組合員」制度の廃止、「准組合員」制度が廃止できない場合は「准組合員」の基準厳格化、 検査の一元化、を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならぬ。また、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はない。 上記要望項目の実現により、認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業協同組合法、農業災害補償法、森林組合法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>農林水産省、経済産業省</p>

<p>金融・保険・証券 (38)</p>	<p>株式交換等により完全子会社になった非上場会社に関する 財務諸表開示の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>株式交換又は株式移転による完全親会社として、2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となった会社(当該完全親会社の連結子会社であった場合を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3)その他」に記載しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>株式交換または株式移転の対象により、非公開会社を完全子会社化した場合は、完全子会社の最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)の作成を不要とし、完全子会社の最終の貸借対照表と損益計算書(商法354 四、六)を記載すれば足りるとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、株式交換により完全子会社となった会社については、最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を作成のうえ、親会社の有価証券報告書の所定欄に記載しているが、数ページにわたるため、投資家からは親会社自身の財務諸表とまぎらわしいとの批判が寄せられており、投資家にとって必要性の低い開示情報となっている。</p> <p>一方、企業からすれば、完全子会社となった会社が非上場会社である場合、勘定科目等の項目を組み替えたものを過去に遡って算出のうえ、別途監査証明を受けたりする必要があるなど、当該財務諸表の開示に莫大な手間コストをかけている。(5人月くらい要するともいわれる。)</p> <p>したがって、完全子会社となった会社の最終の貸借対照表と損益計算書を記載すれば投資家保護の点からも十分であり、コストの点からも望ましい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令(第三号様式)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁企業開示参事官室</p>

<p>金融・保険・証券 (39)</p>	<p>孫会社の役職員に対するストックオプションの付与にかかる規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現状では、ストックオプションの付与対象者が、「発行会社」および「その完全子会社」の取締役、執行役、監査役および使用人に限定されている場合は、勧誘の相手方の人数に含めないこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>親持株会社が100%持つ中間持株会社が存在し、その中間持株会社100%保有する子会社(親会社から見ると孫会社)の取締役、執行役、監査役および使用人にストックオプションを付与した場合も、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>親持株会社が100%所有する中間持株会社が100%保有している子会社は、親会社が実質上100%所有しているといえる。したがって、このような孫会社については、完全子会社の場合と同様に、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法施行令第1条の4第3項 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の3第2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (40)</p>	<p>証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>商法上、期末に資本の欠損が生ずるおそれがある場合の自己株式取得や、子会社による親会社株式の取得は禁止されている。したがって、商法を字句どおり解釈すると、自身または親会社が上場している証券会社は、機関投資家とのバスケット取引やそのポジション解消のための裁定取引において、自社株および親会社株式を自由に売買できない可能性がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>営業の目的をもって一時的に所有する商品有価証券である限り、自社株や親会社株式の所有も認められることを明確にすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>証券会社は、取引所における有価証券売買の円滑な執行、公正な価格形成のために、顧客の売買の相手方となって、売り買いをしなければならないことがある(ディーラー業務)。万一、証券会社が自社株や親会社株式を自由に売買できないとなると、こうした証券の基本業務に支障を来すことになる。また、機関投資家とのバスケット取引や裁定取引において、自社株や親会社株式の売買が自由にできないとなると、株価指数とのトラッキング・エラーが生じ、外国証券との競争上不利となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>商法210条の2 (自己株式の取得の制限) 商法211条の2 (子会社による親会社株式の取得の制限等)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省民事局</p>

<p>金融・保険・証券 (41)</p>	<p>金融子会社発行の短期社債に関する発行登録制度の 利用適格条件の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>短期社債は、日々発行するという商品特性上、募集には発行登録制度の利用が不可欠であるが、発行者自らが継続開示(1年間以上継続して有価証券報告書を提出)を行っていない場合は発行登録制度を利用することができない。 グループ内金融子会社は、親会社の株式保有比率が高く、自ら継続開示条件を満たしていない場合があるが、このとき発行登録制度が利用できず、結果として短期社債の発行ができない状況となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>企業グループ内の金融子会社が発行する短期社債について、商法上の連結対象(有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行う場合は、継続開示要件を満たしていなくても、発行登録制度を利用できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>親会社が保証している有価証券は、親会社も含めたグループで資力、返済能力、デフォルトの可能性等を判断すべきである。したがって、商法上の連結対象(有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行っている金融子会社の発行する短期社債については、グループ全体では継続開示条件を満たしていることから、発行登録制度の利用を認めることが制度の趣旨に適っている。 昨今の連結ベースでの決算・企業情報開示、金融業務の金融専門子会社化の流れにも沿っている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第23条の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (42)</p>	<p>発行登録制度の発行予定期間に関する見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>発行登録制度は、届け出た発行予定期間内に、各募集・売出の条件決定から払込までを終えなければならない仕組みとなっている(証取法23の6、23の7)。 したがって、発行予定期間終了近くになると、払込日が期間内に収まるように日程調整する結果、条件決定期間が限定されてしまい、金利動向を睨んだ機動的な条件決定ができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>発行登録制度に関して、発行予定期間が連続している(前の発行予定期間終了後、即、次の発行予定期間がスタートする)ことを条件として、募集・売出しの条件決定から払込が前後の発行予定期間にまたがることも認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>発行登録制度に関して、前後の発行予定期間の連続性を条件として、募集・売出しの条件決定から払込が前後の発行予定期間にまたがるのが認められると、発行予定期間の終了を意識することなく、自由なタイミングで条件決定をすることができ、市中金利の動向を睨んだ機動的な資金調達が可能となる。 募集・売出の条件決定から払込までは長くても1ヵ月程度であり、条件決定が発行予定期間内に行われている以上、たまたま払込みが当該発行予定期間を過ぎてなされても、発行登録制度の趣旨は失われない。更に、前後の発行予定期間の連続性を条件とすることにより、募集・売出に関する何らかの行為が未登録期間に行われるということも防止できる。 イギリスやアメリカの発行登録制度も本要望と同様の仕組みとなっており、資金調達における日本市場の不利な状況を解消する必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第23条の6、第23条の7</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (43)</p>	<p>現先取引にかかる売買規制の適用除外</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、現先取引については、売現先だけが、証取法163、164条の適用除外として認められている(上場会社証券売買令4条9号、5条)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>売現先だけでなく、買現先についても適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>資金の調達と運用は密接に結びついており、現先取引においても売現先と買現先の片方のみが行われることは、実務上想定され得ない。売現先が適用除外となっている以上、買現先についても適用除外とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (44)</p>	<p>適格機関投資家の範囲拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(定義府令4 二十一)。 また、個人投資家は、適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識を有する者として内閣府令に定めるもの(法3 一)として、認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>事業会社について、上記の金額制限を、たとえば5億円程度とすることを検討すべきである。 また、個人投資家についても、資力に一定の制限(例:投資資産1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家を付与すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の開発と普及が不可欠であり、投資家の専門的知識をベースに機動的・迅速に募集できる私募市場の拡大がその鍵を握っている。私募市場の投資家としては、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があることから、資力とその意志ある事業会社、個人投資家を増やしてことが市場の厚みにつながる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (45)</p>	<p>信託受益権の振替制度の利用可能化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>民法上は資産流動化法に定める特定目的信託の受益権は、社債等振替法の適用の対象となっているが(社振法125)、一般の信託受益権は、証取法第2条第1項に定める「みなし有価証券」であっても、社債等振替法の対象となっていない。</p> <p>一般の信託受益権の譲渡は、民法上は指名債権譲渡として取り扱われるため、通常は、売買当事者間で受益権譲渡契約を取り交わし、債務者(信託の受託者)の異議なき承諾により対抗要件を取得して(民法467)、権利の移転を行っており、大変煩雑な手続となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一般の信託受益権について、口座簿の記載により権利が定まり、振替により権利移転できるように法制度を整えるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>近年、住宅ローンの証券化商品(RMBS)は顕著に増えており(03年度は前年度の倍以上、04年度も半期にして既に前年度水準を上回っており9月末時点で8000億円強)、その大半が一般の信託受益権方式によるものである。この市場を更に拡大するには、流通市場の拡大が不可欠である^(注)。しかしながら、発行市場の盛況と比較して、流通市場は未だ未成熟である。その理由の1つとして、一般の信託受益権の譲渡手続の煩雑さが指摘されている。</p> <p>一般の信託受益権についても、振替制度を導入することにより、流通市場の厚みが増し、それによる発行市場の更なる拡大が期待できる。</p> <p>なお、現行法制下で振替制度の対象となっている特定目的信託方式の信託受益権は、流動化計画の届出、税にかかわる導管性、信託自体のガバナンス条件等制約条件が多く、住宅ローンの証券化における利用は皆無に近い。</p> <p>(注) 住宅ローンは一般に長期のものであり、投資家は長期固定金利のリスクを回避する傾向があることから、「売り」によって投資資金を回収できる方法が整備される必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>社債等振替法第6章その他の社債等の振替 等</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (46)</p>	<p>外国で上場されている「外国投資信託」、 「外国投信証券」の国内販売における規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務(投信法33、59)、「運用報告書」の交付義務(投信法58、220)が課せられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売事業者の販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要な不可欠な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投信」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に答えられていないのが実情である。 左記に提案する方法によっても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事情把握も可能である。 投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (47)</p>	<p>新株発行に係る軽微基準の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合には、軽微基準に該当し、重要事実にあたらないとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実にあたらなくすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的ではない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買い集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式需給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能と考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第1条の二第一号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (48)</p>	<p>自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、自己株式の取得・処分に関しては軽微基準が設けられていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>自己株式の取得・処分について、軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。</p>
<p>要望理由</p>	<p>自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (49)</p>	<p>子会社の解散に係る軽微基準の創設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、子会社の解散に関しては、軽微基準が設けられていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたらなるとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (50)</p>	<p>上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該子会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第4条の四</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (51)</p>	<p>インサイダー取引規制に関するセーフハーバーの拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定列挙されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、投資顧問会社、信託銀行、証券会社等に運用を委託している株式売買、取引先持株会による株式の買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>適用除外となっている役員・従業員持株会による取得と同様に、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用除外とするのが合理的である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第6条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>